

中之条町大学生等生活支援給付金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、就学及び生活に影響を受ける大学生等への支援を行うため、修学に必要な学資として給付金を支給する中之条町大学生等生活支援給付金事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 申請日において大学等に在学し、主として学業に専念する者又は大学等へ入学するために主として学業に専念する者
- (2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程に限る。)
- (3) 保護者等 大学生等と現に生計を一にし、かつ、当該大学生等を扶養する者(支給対象者)

第3条 給付金の対象者となる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす大学生等とする。

- (1) 平成15年4月1日以前に生まれた者であること。
 - (2) 本人又は保護者等が令和3年4月1日から申請日まで引き続き中之条町の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が特に給付することが適当と認めた者を支給対象者とすることができる。

(給付金の額)

第4条 給付金の支給額は支給対象者1人につき10万円とする。

(支給申請)

第5条 支給対象者のうち、給付金の支給を受けようとする者は、大学生等生活支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年4月1日以降に発行された在学証明書、その他支給対象者が大学生等であることを証する書類
- (2) 支給対象者の健康保険証の写し
- (3) 支給対象者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等)の写し
- (4) 給付金の振込先が確認できる支給対象者名義の通帳等の写し

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(代理による申請等)

第6条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が支給申請できない場合は、保護者等は、支給対象者の代理人（以下「代理人」という。）として前条の給付金の支給申請を行うことができる。

2 代理人が給付金の支給申請をするときは、当該代理人は、前条の規定による書類に加えて、委任状（申請書の委任欄へ記載する場合を含む。）、代理人の本人確認書類の写し及び支給対象者との代理関係を確認できる書類を町長に提出するものとする。ただし、支給対象者が委任した場合は、前条第1項第4号の書類に代えて、代理人名義の通帳等の写しを提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、代理人の本人確認ができない場合又は支給対象者との代理関係を確認できない場合は、支給申請を受け付けないものとする。

(申請の期限)

第7条 給付金の申請の期限は、令和4年6月30日とする。

2 第5条又は前条の規定による支給申請が郵送で行われた場合は、前項の申請期限までの消印があるものを有効な申請とする。

(支給決定)

第8条 町長は、第5条又は第6条の規定による支給申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金を支給することが適当であると認めたときは、大学生等生活支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により支給申請を行った支給対象者又は代理人（以下「受給権者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査により給付金を支給することが適当でないとしたときは、大学生等生活支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により、受給権者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により給付金の支給を決定したときは、受給権者が指定した口座へ振り込むことにより給付金を支給するものとする。

(給付金支給事業に関する周知)

第9条 町長は、給付金支給事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行った場合において、支給対象者が第7条に規定する申請期限までに第5条又は第6条の規定による支給申請をしなかつ

たときは、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、支給申請書類の不備による振込不能等受給権者の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合で、町長が確認等に努めた上でなお町長が定める期限までに受給権者による補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支給決定の取り消し)

第11条 町長は、受給権者が偽りその他不正な手段により給付金の支給決定を受けたことが判明したときは、当該支給決定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定による支給決定の取り消しを行ったときは、大学生等生活支援給付金支給決定取消通知書(様式第4号)により、受給権者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、大学生等生活支援給付金返還命令書(様式第5号)により、受給権者に給付金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条及び第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。